

高年齢労働者処遇改善促進助成金は 令和7（2025）年3月31日で 廃止されます

（このお知らせは令和7年度厚生労働省予算案に基づくものです。）

- 高年齢労働者処遇改善促進助成金は、令和7年度から高年齢雇用継続給付金の給付率が縮小されることを踏まえ、当該改正前に先行して60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇の改善に向けて取り組む事業主に対して支給している助成金のため、令和7（2025）年3月31日で廃止の予定です。
 - 事前に「賃金規定等改定計画書」を提出し、令和7（2025）年3月31日までに助成金の対象となる措置（※）を行った場合については、経過措置として令和7（2025）年4月1日以降も支給申請ができます。
- （※）60歳から64歳までの高年齢労働者に適用される賃金規定等を増額改定し、賃金規定改定後の就業規則等を施行すること。

令和7（2025）年4月1日以降の支給申請

「賃金規定等改定計画書」	改定後の就業規則等の施行日	支給申請
令和7（2025）年3月31日までに提出	令和7（2025）年3月31日以前	○
	令和7（2025）年4月1日以降	×

お問い合わせ先・申請先

■ 都道府県労働局・ハローワーク

支給要件の詳細や具体的な手続きは、最寄りの都道府県労働局・ハローワークまでお問い合わせください。



お問い合わせ先

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html